

平成 27 年度第 2 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成 28 年 3 月 10 日 (木) 10:00~12:00

(ところ) 滋賀県庁北新館 3 階 中会議室

【開会】

健康医療福祉部次長あいさつ

【協議事項 (1) 障害者差別解消法の施行について】

・資料 1-1 について事務局より説明

(・滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (案)
(知事部局))

・資料 1-2 について事務局より説明

(・滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (案)
(教育委員会))

・資料 1-3 について事務局より説明

(・滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (案)
(滋賀県警察本部))

・資料 2 について事務局より説明

(・障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応ハンドブック (案))

【資料 1-1 ~ 1-3 について意見・質問】

■意見

① (委員)

- ・研修については、可能であるならば、当事者の声が聞けるような内容を検討していただきたい
- ・教育委員会の対応要領における生涯学習について。
一般の学校に通っている子どもたちは、スポーツ少年団などの活動があるが、障害者の方にはそういった活動がない。差別解消法をきっかけに、そういった子どもたちも地域の生涯学習の中での活動に参加していけるような場づくりを考えていくことが望ましいと考える。

(事務局 (知事部局))

- ・研修については、現在人事部局と調整しているところである。当事者の声を反映した研修ができるよう努めてまいりたい。

(事務局 (教育委員会))

- ・現状を確認の上、調整していけるよう努めてまいりたい。

② (委員)

- ・法律を社会の中で徹底することが本当に重要なこと。身近なところでは、差別は広がっているようにも思える。実生活の中で実感できるところまでいかないと実のあるものにならない。
- ・高齢者も障害の問題がある。色々な背景があるので、差別解消法を矮小化せず、大きな社会的な課題として捉えていただきたい。

③ (委員)

- ・発達障害者の方は警察にお世話になることが多いかと思うが、健常者と同じような対応をすると大体パニックをおこしてしまう。どのように理解していただけるかが非常に重要なので、現場対応に活かされるような研修・システム作りをお願いしたい。

(委員)

- ・アメリカの差別解消法が出来た時、一番要望が多かったのは警察に関することである。当事者・障害者団体の方の意見が反映されるような研修をお願いしたい。

④ (委員)

- ・教育委員会の職員対応要領は、詳細な内容が記載されているので、反映できる箇所は、知事部局の職員対応要領にも反映していただければと思う。

例1：資料 1-1 8 ページ 13 行目「比喻表現等が苦手な障害者に対し～」

資料 1-2 8 ページ 22 行目「比喻表現等の理解が困難な障害者に対し～」

例2：資料 1-1 8 ページ 15 行目「繰り返し説明し、内容が理解されたことを～」

資料 1-2 8 ページ 24 行目「繰り返し説明したり、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使ったりし、内容が理解されたことを～」

■質問

① (委員)

私立の学校は事業者にあたるのか。また、対応要領については文部科学省が策定しているガイドラインを参考に策定することになるのか。

(事務局)

私立の学校は民間事業者の扱いとなる。また、いわゆる対応要領の策定については、民間事業者は所管する各省庁が策定する対応指針 (ガイドライン) に沿って対応する

こととなり、策定は義務づけられていない。

【資料 2 について意見・質問】

■意見

①（委員）

- ・「てんかん」は、厳密に言うと精神疾患ではない。

②（委員）

- ・1 ページ (6) 「障害の原因や内容について、必要がないのに聞いたりしません」は、「障害の原因や内容等について、必要がない事柄については聞いたりしません」という表現など、障害の原因や内容だけではなくて必要のないプライバシーのことについては聞かないというように読み取れるような文言に修正していただきたい。
- ・発達障害や精神障害には「笑顔で対応」ということが書かれているが、他の障害のところにも書いていただきたい。

（委員）

- ・「笑顔で対応」については、最初の「対応の基本」のところなど、全体にかかるところで対応されてみてはどうか。

③（委員）

- ・難病については、指定されている数が増えているものの、それでも対象になっていない患者はまだまだ存在する。「306 疾患に入っていないのでわかりません」や「難病は数が多いのでわかりません」というようなことを言われることもあるので、まずはしっかりと話しを聞いてほしいと思う。

（委員）

- ・「対応の基本」にコミュニケーションを大切にすることが書かれているが、これは非常に大事なことであるので、これをまず一番目に記載されてみてはどうか。

④（委員）

- ・9 ページ 難病の特徴について「トイレの回数が多くなる」や「約束事ができないことがある」と書かれているが、それ以外にも記載すべきことがあるのではないかと。

（委員）

- ・確かに他にも様々なことがある。

(委員)

- ・ハンドブックの内容は、障害者団体からヒアリングを経た上で案を策定されたと聞いているが、再度ヒアリングしていただいて調整していただくということによいか。

(事務局)

- ・協議会后にヒアリングさせていただく。また、ハンドブックはこれで完成とは考えていないので、修正すべき点は今後も随時改訂していきたいと考えている。

⑤ (委員)

- ・ハンドブックにも法の概要や合理的配慮の説明等を簡単に記載した方が、読み手にとってわかりやすいのではないか。

⑥ (委員)

- ・4 ページ 肢体不自由の箇所で、「上肢や下肢に切断や機能障害のある人～」とあるが、「切断」という文言は削除していただきたい。
- ・11 ページ以降のチェックリストにおいて、車いすのことが多く書かれているが、車いすの方だけが身体障害者ではないので、車いす以外のことについてももう少し触れていただくか、または表記を修正していただきたい。
- ・13 ページ 「講演会等のイベント開催」の箇所で、「開催会場には、車いす利用者用駐車区画が入口近くにありますか」とあるが、「障害者用の駐車区画が入口近くにありますか」などの表記に修正いただきたい。

⑦ (委員)

- ・10 ページに「約束事ができないことがあります」とあるが、「できない」とまで書かれると否定されているような気がするので、「約束が難しいことがあります」ぐらいの表記にいただきたい。

【協議事項（2）小委員会の設置について】

・資料3について事務局より説明

(県機関における障害者差別解消法に係る相談対応フロー図 (案))

・資料4-1について事務局より説明

(障害者差別解消支援地域協議会について)

・資料4-2について事務局より説明

(「障害者差別解消支援地域協議会」設置要綱 (案))

【資料 3、4-1、4-2 について意見・質問】

■質問

①（委員）

- ・地域協議会にあがってくる事例というのは、知事部局や教育委員会、警察とか全ての事例があがってくるのか。
- ・例えば、東近江市の職員に関する事案についても、本協議会にあがってくるのか。

（事務局）

- ・資料 1-1、1-2、1-3 において説明させていただいた知事部局、教育委員会、県警察本部の対応要領は、あくまで職員が行った差別等の事例における相談窓口のことであり、資料 3 のフロー図については民間事業者の事例が対象となるので、その中身については福祉にとどまらず、多岐にわたると考えられる。
- ・そういった事例も考えられなくもないが、市は市において、それぞれ対応要領を策定されているかと思うので、市の職員に関することはまずは市の相談窓口において対応していただくことになる。

②（委員）

- ・資料 3 のフロー図について、相談の受付機関に労働局や働き暮らし応援センターが入っていないのは何故か。

（事務局）

- ・資料 3 のフロー図は、あくまで滋賀県として対応していく相談体制の図となっている。当然、各市町、労働局でもそれぞれ相談窓口は準備されているかと考える。また、働き暮らし応援センターについては、検討させていただく。

③（委員）

- ・県の協議会と市の協議会の連携はどうなっているのか。例えば、地元の市町で問題が起きた時、まずは市の協議会にかける。それでも解決しないのであれば県の協議会にかけるという風になるのか。そのあたりについてもう少し説明いただきたい。

（事務局）

- ・市町の協議会と県の協議会が連携をしていくというのが最終的なあり方かとは思いますが、現時点では市の動きもまだ確定していないので、そこまで至っていないというのが現状である。

④（委員）

- ・資料 4-1 のイ「行政機関または事業者が当事者でない事案は、地域協議会における情報共有の対象としない」について、個人のことは対象とならないということか。

（事務局）

- ・現時点では、個人的な発言や思想は、本法における規制の対象とはなっていない。

■小委員会の設置について

（委員）

- ・小委員会の設置については、皆様了解いただけるか。

（各委員）

- ・異議なし

【報告事項（1）平成 28 年度障害福祉課予算案概要について】

- ・資料 5 について事務局より説明（平成 28 年度障害福祉課予算案概要）

- ・意見、質問等特になし

【報告事項（2）その他】

- ・資料 6 について事務局より説明（ヘルプマークについて）
- ・参考資料 1 について事務局より説明（新・障害者福祉しがプランの実績）
- ・参考資料 2 について事務局より説明（県内から県外障害者支援施設への入所者数）
- ・障害者差別解消法啓発シンポジウムについて事務局より説明

【資料 6 について意見・質問】

（委員）

- ・受け手である市民が理解していないと何の意味もないので、どのように周知していくか広報を戦略的に行っていくことが必要

【参考資料 1 について意見・質問】

（委員）

- ・圏域ごとの入所施設がどれくらいあるかによって異なっているようなので、今後入所施設ができないのであれば、重度の方を地域で受け入れるグループホームをどうして

いくかといったことについて知恵をしばっていきたい。

【参考資料 2 について意見・質問】

(委員)

- ・ 県外から県内に来られている数はどうなっているか。

(事務局)

- ・ 平成 26 年度現在、190 人となっている。